## 講習科目の範囲及び時間

## 高所作業車運転技能講習

	講習科目	範囲	講習時間
学	作業に関する装置	高所作業車(労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政	5 時間
科	の構造及び取り扱	令第 318 号) 第 20 条第 15 号の高所作業車をいう。	
	いの方法に関する	以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に	
	知識	関する附属装置の構造及び取扱いの方法	
	原動機に関する知	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置	3 時間
	識	及び走行装置の種類	
	運転に必要な一般	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険	2 時間
	的事項に関する知	性	
	識		
	関係法令	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令及び労働	1時間
		安全衛生規則中の関係条項	
実	作業のための装置	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6 時間
技	の操作		